

2 会 監 第 93 号

令和 2 年 7 月 1 日

会津若松市長 室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 渡 部 啓 二

会津若松市監査委員 目 黒 章三郎

定期監査（前期）の結果について（報告）

下記のとおり会津若松市監査基準に準拠して定期監査（前期）を行ったので、地方自治法第 199 条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

記

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定期監査

2 監査対象所属

- (1) 市民部（湊市民センター、大戸市民センター、北市民センター、南市民センター、一箕市民センター及び東市民センター）
- (2) 教育委員会（教育総務課、教育総務課あいづっこ育成推進室、学校教育課、文化課、スポーツ推進課、生涯学習総合センター、北公民館、南公民館、大戸公民館、一箕公民館、東公民館、湊公民館、北会津公民館、河東公民館、北会津地区学校給食センター、河東地区学校給食センター及び会津若松学校給食センター）
- (3) 会計課

- (4) 議会事務局
- (5) 農業委員会事務局
- (6) 選挙管理委員会事務局
- (7) 監査事務局

3 監査対象期間

令和元年度事務執行分

4 監査対象事項（一部抽出）

- (1) 行政評価の対象とされた事業及びその他予算計上事業
- (2) 議会（予算決算委員会等）で議論となった予算計上事業
- (3) 上記(1)に関する工事
- (4) その他監査委員が必要と認めるもの

5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める「監査等の着眼点」の「第1 財務事務監査の着眼点」、「第2 経営に係る事業管理監査の着眼点」、「第3 工事監査等の着眼点」等に基づき、財務事務の正確性及び合規性、経営に係る管理の経済性、効率性及び有効性、工事の適正性等について、監査を実施した。

6 監査実施内容

あらかじめ対象事業及び工事に係る関係資料の提出を求め、当該資料の精査により更なる調査、精査を必要とする調査事項を選定した上で、当該事項を中心に所属長の出席を求め、監査委員による対面監査において、説明を聴取した。

7 監査の実施場所及び日程

- (1) 書類審査

ア 実施場所 監査事務局内

イ 実施日 令和2年5月8日から令和2年6月26日まで

(2) 対面監査

ア 実施場所 河東支所3階会議室

イ 実施日 令和2年6月29日

8 監査結果

事務の執行について、上記の着眼点により監査を実施した結果、監査の対象となった事務においては、法令に適合し正確に行われており、その組織運営に取り組む等、おおむね適正な事務処理がなされていた。また、事務処理上留意すべき軽微な点等については、別途措置を促した。